

福島方言の表記法を考える

白 岩 広 行

1. はじめに

少数言語の記録・継承のために、その言語を文字に書く方法、つまり表記法を整備することは重要である。文字情報のあふれる現代社会では、文字を持たない少数言語は記録にも残らないまま消滅する運命にある。学術的な世界では、音声記号による音声表記、あるいは、主としてローマ字（ラテン文字）による音素表記が有用だが、学術上の表記が日常的な使用に向いているとは限らない。使いやすい表記法を整備することは、その言語の話者が自ら記録を残すために必要だし、その言語を次の世代に継承するにも役立つ。

近年、日本語の諸方言について、海外の少数言語と同様の記録、継承活動が活発化している。つまり、標準語との相違点だけに注目したり、特異な単語の地理的分布に注目したりするのではなく、ひとつの独立した言語体系として記録し、それを次世代に継承する取り組みである。ここには、戦前生まれの話者の高齢化にともなって、昔ながらの方言がよいよ消滅の危機に瀕しているという社会的背景がある。

例えば、国立国語研究所では「日本の消滅危機言語・方言の記録とドキュメンテーションの作成」という大規模なプロジェクトがあり、日本列島の言語であるアイヌ語、日本語、琉球語、およびその諸方言について記述研究が進められている⁽¹⁾。研究成果を社会に還元するため、それをもとにした継承への取り組みも求められている。実際に方言を継承するかの選択は一般話者の意識にゆだねるべきだが、継承にむけた準備を整えることは研究者の仕事である。

しかし、日本語の諸方言に表記法を整備するという取り組みは、一部の先進的事例（2. 3節参照）を除いて、ほばない。筆者の記述対象とする福島方言についても、標準語と異なる体系のことばである一方、それを文字に書く方法は決まっていない。読み書きしやすい表記法を整えないと、記録を作るのにも不自由だし、できあがった記録を読むのにも苦勞が要る。また、現代社会の言語生活では、会話は口頭で交わされるだけでなく、パソコンやスマホ（スマートフォン）を通じて、文字によっても交わされる。表記法のないことばは、そのような場合に使用しにくく、継承しても使いどころのないものになってしまう。

以上を考えると、表記法を整備することは、その方言の記録、継承の両面においてメリットがあるといえる。現状では一般の話者が個人的な発想で方言を文字に書くことも多いが、

研究者が表記法を正面から考えることも必要だろう。特に、音の面で標準語との差異が大きい東北諸方言では、その重要度は高い。そこで、本稿では、筆者の記述対象としてきた福島方言の表記法について考える。一般の方言話者が読むことも想定し、なるべく平明な表現で論じることを心がける。

なお、本稿では、通常の言語学の論文と同様、口から具体的に発される音声は〔 〕でくくった音声記号で、抽象的な言語音として設定される音素は / / でくくった音素記号で示す。⁽²⁾「音声」と「音素」の違いについては、3. 4節で簡単に説明するので、この用語を初めて知る読者は3. 4節を先に読みたい。

2. 先行の事例

2. 1 民話資料の表記

方言を文字に書いた記録に民話資料がある。福島県内の民話をまとめた既刊の資料は、白岩（2017b: 84-99）「福島県民話資料一覧」にまとめたとおり、数百点に及ぶ。そのなかには、標準語に直して書かれた民話もあるが、方言による語り部の発話を録音し、発話をそのまま文字化したものもある。そのような民話資料は、口承文学の資料としてだけでなく、方言研究のための言語資料としても有効に活用できる。

しかし、これらの資料の表記には、音声を反映したものと音素を反映したものの両方が混じっている。例えば、福島方言では、母音に挟まれた /k/ の音素は [g] で発音される。一方、母音に挟まれた /g/ の音素はいわゆる鼻濁音の [ŋ] で発音される（これは標準語の規範的な発音と同様である）。つまり、動詞「はかる」/haku/ は [hagaru]、動詞「はがす」/hagasu/ は [hagaŋsu] と発音される。

表1 標準語・福島方言における母音間の /k/、/g/ の発音

	音素表記	標準語の規範的な発音	福島方言の発音
動詞「はかる」	/haku/	[hakar <u>u</u>]	[hagar <u>u</u>]
動詞「はがす」	/hagasu/	[hagaŋsu]	[hagaŋs <u>u</u>]

日本語の仮名に鼻濁音を表す特別な表記はないので、この音声 [ga]、[ŋa] を仮名で書こうとすると、どちらも「が」と書くことになり、音声的な区別を反映できない。民話資料には次のような例がある。

- (1) (筆者注・福島県国見町の民話。犬と猫が蔵の中に入ろうとして戸などをはがそうと思うが無理で、はかりようも（考えようも）動かしようもないという場面）

ところが厳重な蔵で、どこはがすべと思っても はがりようも動かしようもねえと。

（日本民話の会編1991：31より。下線は筆者による）

この例では、実際には発音し分けられ、音素としても別の音である /haku/ の /ka/ [ga]

と /hagasu/ の /ga/ [ŋa] が同じ「が」と表記され、文字のうえで区別されない。一方、動詞「動かす」/ugokasu/ ⁽³⁾ [ũŋogasũ] の /ka/ [ga] は「か」と表記されている。つまり、/hakaru/ の /ka/ [ga] と /ugokasu/ の /ka/ [ga] は同じ音のはずなのに別の文字で表記されている。

このような表記の揺れは、/hakaru/ や /ugokasu/ の /ka/ [ga] の音を、音素 /ka/ をもとに「か」と表記するか、音声 [ga] をもとに「が」と表記するか、基準が不統一なことによる。ここでは母音間の /k/ [g] の例を挙げたが、表記の揺れは母音間の /t/ [d] の音やズーズー弁的な /su/ [sũ]、/cu/ [tsũ]、/e/ [ẽ] の音などにも見られる。

なお、念のため付言するが、筆者は表記の問題が民話資料の価値を損なうと言いたいわけではない。口承文学分野の研究者や地域の人々が汗を流して作り上げた民話資料が貴重なものであることは揺るぎようもない事実である。それを言語資料としても活用しうるのは方言研究者にとって幸運なことであり、その幸運を受けて適切な表記法を考えるのは方言研究者の仕事だと考える。

2. 2 方言研究分野の慣例的な表記

方言研究分野では、方言の談話を文字化するとき、上段に方言の音声をカタカナ表記し、下段に標準語訳をつけることが慣例的におこなわれている。次の例は福島県昭和村のものである。

(2) (筆者注・稲こきの作業について語っている)

トデモ エーン ナガカ° マッシュヨニー シ イナボコリデナー↓
とても 家の 中が 真っ白に × 稲ほこりでな。

(国立国語研究所編2005: 243より。「×」は言い淀みを表す。下線は筆者による) この場合、「中が」/nakaga/ [nagaŋa] という語句は「ナガカ°」と表記されている。つまり、音声にあわせて /ka/ [ga] の音を「ガ」と書く一方、/ga/ [ŋa] の音には「カ°」という特殊な表記をあてている。

このように、いわゆる鼻濁音を「カ°」「キ°」「ク°」「ケ°」「コ°」と表記する慣例は方言研究分野では一般的である。ほかにも、現在の福島方言ではあまり聞かれない音だが(4. 2 節参照)、他の東北諸方言では、母音間で鼻音化した /d/ [ˈd] を「ンダ」「ンデ」「ンド」のように表記する慣例などがある(例えば、「肌」/hada/ [haˈda] を「ハンダ」と表記する)。

しかし、それらの表記は日本語の方言研究という狭い領域の約束事であって、言語学一般、ないし、社会一般に通じるものではない。そもそも、このようなカタカナ表記は方言の音声を写しとるための研究上の慣例であり、読み書きのしやすさを考慮したものではない。

2. 3 独自の表記法の考案

方言の表記法整備の先進的な事例として、岩手県南部沿岸地域の「ケセン語」の例がある。山浦（1985; 2000; 2002; 2007）は、この地域の方言を「ケセン語」と呼び、ひとつの独立した言語として体系的記述をおこなうなかで「ケセン式ローマ字」（ケセン文字）と「ケセン仮名」の2種の文字による表記法を整備している。ケセン語を正確に表記するにはケセン式ローマ字が適する一方、一般の話者が読み書きしやすい表記としてはケセン仮名が適しているとされる。

図1は、ケセン語訳の聖書の一節で、上段はケセン式ローマ字、中段はケセン仮名によるケセン語表記である。下段に標準日本語訳がついている。ケセン仮名表記で「ろ」「れ」「ま」が太字の網掛けになっているのはアクセントの位置を示している。

Heróde a sin' daré ba, Danağamisama gara yogosarer dar amádigai ġa,				
へ図でァ	ゝんだ罷ば	だながみさまがら	よごされだ	あ圖らげァが
へロデが	死んだところが	主なる神様から	よこされた	天使が

図1 ケセン式ローマ字とケセン仮名による表記の例（山浦2002：22）

「主なる神様から」にあたる語句が「Danağamisama gara」「だな^かみさま^がら」と書かれるように、ケセン式ローマ字・ケセン仮名では、ここまでの例で見た /ka/ [ga] の音は「ga」「が」と表記される。鼻濁音の /ga/ [ŋa] の音は、別の文字をあてて「ga」「か」と表記される。

また、ズーズー弁の特徴を持つケセン語では、標準日本語の「し」と「す」、あるいは、「ち（じ）」と「づ（ず）」の中間にあたる発音が存在する。この音の母音を表すために、ケセン式ローマ字では「i」の頭の点をとった「ı」という文字が使われる。また、「si」「di」にあたるケセン仮名として、特殊な仮名が考案されている（図1の「死んだところが」相当の文節の1文字目の仮名、および、「天使が」相当の文節の3文字目の仮名）。

このようなローマ字式と仮名式による独自の表記法は、近年、小川編（2015）によって琉球語諸方言についても整理されている。

すいま=ぬ	ぶゝたー	ゑむーな	うかなーり
sima=nu	pstaa	mmna	ukanaari
島=の	人は	皆	集まって
（島の人は皆集まって、）			

図2 宮古島大神方言の表記の例（小川編2015：176）

3. 表記法整備の方針

3. 1 標準語の表記に準ずる

ここまで挙げた先行の事例を参考にしつつ、本節では福島方言の表記法について、基本的な整備の方針を示す。

まず考えるべきこととして、現在の福島方言話者の大多数は標準語の読み書き能力を持つ。ひと昔前なら文字の読み書きに苦勞する高齢者も散見されたが、現在の識字率は100パーセントに近い。したがって、福島方言の表記法も標準語の表記法に準じたものにするのが現実的である。標準語とまったく別の表記法を考案するのは合理的でない。

3. 2 漢字仮名まじりで書く

標準語の表記法に準ずるとすれば、使用する文字は漢字仮名まじり式にするのが適切である。漢字は本来、中国語の表記に用いられる文字であって、日本語やその諸方言の表記には適さない。むしろ、ローマ字のほうが合理的に表記できそうだが、社会的慣習として一般になじんでいる以上、福島方言の表記も漢字仮名まじり式にするのが現実的である。

そのため、カタカナだけによる表記（2. 2節）やローマ字による表記（2. 3節）は、本稿では考えないことにする。

3. 3 電子機器で入力しやすくする

現代社会では、文字は手書きされるよりパソコンやスマホで電子的に入力されることが多い。2. 2節で見たとおり、方言研究分野で鼻濁音の /ga/ [ŋa] は「カ^{*}」と表記されるが、半濁点の「^{*}」を入力するためには、一度「はんだくてん」と入力して変換する手間がかかる。また、2. 3節で見たケセン仮名のうち、通常の機器に登録のない特殊な仮名は入力しようがない。

これらの表記が生まれた当時は、文字といえば手書きか活字という時代であり、一般話者が文字を機器で入力することが想定されなかったものと考えられる。しかし、現代社会での実用性を考えれば、特殊な文字を避けて、電子機器で入力しやすいようにすることが必要である。

3. 4 音素をもとに表記する

ここまで社会的要因から表記法整備の方針を示したが、言語面から、「音声」と「音素」のどちらを基準に表記するか考える必要がある。

文字は言語の「音」を形にしたものだが、言語の「音」は「音声」と「音素」の2つの概念で捉えられる。例えば、標準語の /u/ の音は、実際に口から発するとき、唇を丸めな

い [u] の音声になることが多いが、場合によっては英語のように唇を丸めた [u] の音声になることもある。しかし、唇を丸めるか丸めないかにかかわらず、この2つの音声は同じ /u/ の音として話者に認識される。つまり、口から発される具体的な「音声」([u]、[u]) は個人差や場面差によって変化しうが、抽象的な言語音としては /u/ というひとつの音と認識される。この抽象的に認識される言語音 /u/ が「音素」である（「音素」を「音韻」と呼ぶこともある）。

標準語の場合、表記は基本的に音素にもとづいており、音声の違いを文字で書き分けることはない。例えば、仮名「う」は音素 /u/ を表したもので、[u] か [u] かという音声の違いは表記に反映されない。あるいは、「かがみ（鏡）」の「が」/ga/ の音は、規範的には鼻濁音の [ŋa] で発音されるが、実際には [ga] と発音されることも多い。しかし、[ŋa] か [ga] かという音声の違いが表記に反映されることは、やはりない。2. 2節で示した「カ」は、音素ではなく、音声としての [ŋa] を反映した表記だが、このような表記は一般的でない。

これは他言語でもいえることであって、英語の water の /t/ の音は、実際にネイティブが流暢に発音すると [d] や [ɹ] の音声になることがある。つまり、ウォーターではなく、ワダーやワラーのように発音されることがあるが、そのような音声を反映してつづり字まで wader や warer になることはない。

2節で示した先行の事例には音声をもとにした表記が含まれるが、音声には個人差や場面差があるから、それを反映すると必然的に表記の揺れが生じる。そのような揺れを防ぐには、福島方言の表記法も音声でなく音素をもとにしたほうがよい。

そもそも、方言の音声を表記に反映したくなるのは、その音声が標準語にない独特なものだからではないだろうか。方言のことを「訛り」と呼ぶことがあるほど、音声的特徴は耳につくものである。しかし、方言を標準語と別の体系を持つ独立したことばと見なすなら、標準語との異同をいちいち表記に反映させる必要はない。音声を正確に反映させるような表記法は世界のどの言語にもなく、そのために音声記号というものがある。福島方言についても、音声を記録するには音声記号を使えばよいのだから、表記の面で音声にこだわる必要はないと考える。

技術的なことをいえば、現在は、録音・再生のための機械が身近にあり、音声を電子データとして公開することも簡単にできる。生の音声を記録、発信したければ、表記法に反映させるよりも、そのような手段を使ったほうが効果的だろう。

4. 福島方言の音素と表記

4. 1 音素 /k/、/g/

福島方言の音素の体系については、飯豊（1974）の記述を引き継ぎつつ、白岩（2017b:

26-56)「福島方言簡易文法書」で整理をおこなった。ここでは、あらためてその要点を示し、それに応じた表記法を考える。

音素は抽象的な概念として想定されるものなので、同じ方言に対しても、学説によって音素の設定が異なる場合がある。福島方言を含めた東北諸方言で問題になるのは、2節で問題にした母音間の [g]、[ŋ] の音である。これらの音にどのような音素を想定するかは、実のところ2つの見方がある。井上 (1968) は、これをP体系、Y体系と呼んでいる。筆者はP体系を想定する見方に立って本稿を書いているが、ここでP体系を想定する理由を示しておく。

P体系では、母音間以外の [k] と母音間の [g] を音素 /k/、母音間以外の [g] と母音間の [ŋ] を音素 /g/ のあらわれと見なす。Y体系では、母音間であろうがなかろうが、[k] を音素 /k/、[g] を音素 /g/、[ŋ] を音素 /ḡ/ のあらわれと見なす。Y体系では音素がひとつ増えることになる。

表2 P体系とY体系の想定する音素

	P体系 (本稿) の想定する音素	Y体系 の想定する音素	語例
母音間以外の [k]	/k/	/k/	[kastũ] (かす)
母音間の [g]	/k/	/g/	[hagarũ] (はかる)
母音間以外の [g]	/g/	/g/	[gasũ] (ガス)
母音間の [ŋ]	/g/	/ḡ/	[haḡasũ] (はがす)

体系の整理は井上 (1968) によるが、本表は筆者の作成による。

筆者がP体系の見方をとるのは、Y体系を想定すると /g/ という音素が必要なことによる。音素の体系をシンプルに整理するためには、音素の数になるべく少ないほうがよい。また、こと表記法を問題にする場合、標準語にない音素を想定すると、それに応じた独自の文字を考案する必要がある。3. 3節で述べたように、それは合理的なことではない。

P体系を想定して音素による表記をすると、/haku/ は「はかる」、/hagasu/ は「はがす」と書くことになる。文字だけを見れば、標準語と同じ表記である。ただし、「はかる」という文字を声に出して読む場合は [hagarũ] と福島方言の音声で読むことになる。

「か」を [ga] と読むことに違和感を持つ話者もいるかもしれないが、文字と音声は1対1で対応しないのは3. 4節で示したとおり珍しいことではない。類例として、ハンゲルでは「가」という字が日本語の /ka/ にあたる音を表すが、「가사」(kasa:「家事」の意味) が [kasa] と発音されるのに対し、「아가」(aka:「赤ん坊」の意味) は [aga] と発音される。つまり、/k/ が母音間にあるかどうかで、同じ가の字が [ka] とも [ga] とも発音される。福島方言でも、場合によって「か」の文字を [ga] と発音するのはおかしいことではない。

4. 2 音素 /t/、/d/

/k/と同様、福島方言では音素 /t/ が母音間で [d] と発音される。一方、音素 /d/ は、古い時代の福島方言では鼻音化した [ˈd] で発音されたが（飯豊1974）、現在では高齢層の話者でも [ˈd] と発音することはほとんどなく、[d] と発音される。

表3 /t/、/d/ の発音

	古い福島方言		現在の福島方言		標準語	
	/t/	/d/	/t/	/d/	/t/	/d/
母音間以外	[t]	[d]	[t]	[d]	[t]	[d]
母音間	[d]	[ˈd]	[d]	[d]	[t]	[d]

つまり、「的」/mato/ と「窓」/mado/ は、それぞれ、古い福島方言では [mado] と [maˈdo]、標準語では [mato] と [mado] のように発音し分けられるが、現在の福島方言ではどちらも [mado] と発音されて区別されない。

したがって、現在の福島方言だけを見れば、母音間で /t/ と /d/ の区別を認める必要はない。しかし、現在の福島方言は、古い福島方言、標準語と切り離して捉えるより、その両者と連続性があることばと見たほうがよい。そのため、古い福島方言、標準語における区別にあわせて、現在の福島方言でも /t/、/d/ の区別を認めることにする。つまり、同じ [mado] という音声でも、「的」を意味する [mato] は音素 /mato/ の、「窓」を意味する [mado] は音素 /mado/ のあらわれと見る。

表記上も、仮名で書く場合、「的」を意味する /mato/ [mato] は「まと」、「窓」を意味する /mado/ [mado] は「まど」と書くことになる。これも、文字だけ見れば標準語と同じだが、「まと」という文字を声に出して読むときは [mado] と発音することになる。

4. 3 音素 /c/

標準語の「た行音」では、「た」「て」「と」の子音が破裂音の [t] で発音されるのに対し、「ち」の子音は [tɕ]、「つ」の子音は [ts] という破擦音で発音される。これは、ヘボン式ローマ字のつづり字 ta, te, to と chi, tsu の子音の違いにあらわれているが、発音の違いをあくまで音声面の現象と考え、「た行音」の子音すべてを音素 /t/ のあらわれと見ることもできる。これは、訓令式ローマ字のつづり字 ta, ti, tu, te, to にあらわれている。

一方、福島方言では、破擦音の子音が「ち」「つ」以外の場合にも使われる。例えば、標準語の「裂く」に相当する「ぶつつあく」/buccaku/ [būttsagū]、「ください」に相当する「くんつえ」/kunce/ [kūntse]、「ごちそう」に相当する「ごつつおお」/goccoo/ [gottsoo] である。したがって、破裂音の音素 /t/ とは別に破擦音の音素 /c/ を想定する必要がある。

- (3) /ta/ [ta] /te/ [te] /to/ [to] (子音 /t/ と母音の組み合わせ)
 /ca/ [tsa]/cu/ [tsū] /ce/ [tse] /co/ [tso] (子音 /c/ と母音の組み合わせ)

4. 4節で後述するとおり、ズーズー弁の特徴を持つ福島方言では、標準語の「ち」と「つ」にあたる音が区別なく /cu/ [tsū] と発音されるので、「ち」に相当する音 /ci/ は存在しない。また、標準語の「つ」に相当する音は /cu/ と見なすので、/tu/ という子音と母音の組み合わせは存在しない。

表記の面では、/ta/、/te/、/to/ および /cu/ は標準語と同様に「た」「て」「と」「つ」と書けばよい。すでに上の語例で書いたが、/ca/、/ce/、/co/ は「つあ」「つえ」「つお」と書くことにする。

4. 4 ズーズー弁的な /su/、/zu/、/cu/、/e/

いわゆる「ズーズー弁」である福島方言では、標準語の「し/す」、「じ/ず」、「ち/つ」、「い/え」に相当する音の区別が存在しない。そのため、「し」「す」に相当する音はどちらも /su/、「じ」「ず」に相当する音はどちらも /zu/、「ち」「つ」に相当する音はどちらも /cu/、「い」「え」に相当する音はどちらも /e/ と見なす。下に具体的な語例を示すが、例えば、「梨」と「茄子」は、音声としても音素としても区別がなく、同音異義語ということになる。

- (4) a. /nasu/ [nasū] (標準語「梨」) /nasu/ [nasū] (標準語「茄子」)
 b. /kuzu/ [kūzū] (標準語「くじ」) /kuzu/ [kūzū] (標準語「くず」)
 c. /curi/ [tsūri] (標準語「地理」) /curi/ [tsūri] (標準語「釣り」)
 d. /koe/ [koɕ] (標準語「鯉」) /koe/ [koɕ] (標準語「声」)

純粹に言語的に考えれば、表記面でもこれらの音を区別する必要はない。つまり、「梨」も「茄子」も「なす」と表記すればよい。これは、標準語で「柿」も「牡蠣」も「かき」と表記することと同じである。

ただ、3. 1節で述べたように、現在の福島方言話者は標準語の読み書き能力を持っており、普段はこれらの音を書き分けて生活している。特に、このようなズーズー弁の特徴を持つのは高齢の話者に限られており、筆者の感覚では、70代以下の話者は発音上も「し」と「す」を言い分けることが多い。このような多数の話者にとっては、むしろこれらの音を書き分けない表記は読み書きしにくいことが考えられる。

例えば、「爺様静かに寿司食った。」ということを

- (5) ずさま ずずかに すす くった。

と表記して、読みやすいだろうか。それよりは、

- (6) じさま しずかに すし くった。

と表記したうえで、「し」も「す」も [sū]、「じ」も「ず」も [zū] と発音することに決

めたほうが、読み書きしやすくだろう。伝統的音声にこだわらないのであれば、「し」や「じ」を標準語に近く発音してもよい。中年層以下の話者なら、そのほうが普段の話し方どおりでしっくり感じられるはずだ。つまり、文字としては「し」と「す」などを標準語と同様に書き分け、声に出して読むときは各自の話す福島方言らしく発音するのがよい。

音の上で存在しない区別を文字で書き分ける例は標準語にもある。例えば、「あいず（合図）」「あいづ（会津）」の「ず」「づ」は、音としては同じ /zu/ [zu] だが、文字としては区別される。戦前の歴史的仮名づかいまで視野に入れば、このような類例はさらに多い。

4. 5 /ki/

福島方言では、語頭の /ki/ の音が破擦音の [tɕi] と発音されることがある。この音声 [tɕi] は標準語の「ち」に近く聞こえるが、あくまで音素 /ki/ のあらわれであり、音素 /ci/ のあらわれとは見なさない（4. 4節で述べたとおり、ズーズー弁の福島方言に /ci/ は存在しない）。したがって、標準語の「霧」にあたる /kiri/ という語は「きり」と書いて [tsiri] と発音することになる。

5. 漢字の読み

3. 2節で決めたように漢字仮名まじりで書くとなると、様々な語に漢字をあてることになる。それらの語のなかには、標準語と共通の語もあれば、福島方言独特の語もある。例えば、標準語の /uma/ に相当する福島方言の語は /nma/ である。そのため、標準語で「うま」を「馬」と書くのと同様、福島方言でも「んま」を「馬」と書くことになる。逆に、「馬」という漢字を読むときには「んま」/nma/ と読むことになる。同様に考えると、「牛」を「べこ」/beko/、「弱る」を「がふる」/gaoru/ などと読むことになる。

一見、不思議な漢字の読みに見えるが、これは福島方言に限ったことではない。例えば地名の読みで有名だが、九州では「原」を「はる」と読むし、沖縄では「城」を「ぐすく」と読むことがある（「田原坂（たばるざか）」「前原（まえばる）」「豊見城（とみぐすく）」「城辺（ぐすくべ）」など）。福島方言で独自の漢字の読みをあてることも、別におかしなことではない。本稿では立ち入らないが、標準語に「常用漢字表」があるように、福島方言における漢字の読みも、表記の原則とは別に個別に整理すればよい。

もし福島方言独特の読みであることを明示したい場合には、「牛^{べこ}」「弱^{がふる}る」のようにふりがなで表してもよい。

(7) 俺家の馬と牛、弱^{がふる}ちまって困ったもんだ。（作例）

ただし、ふりがなはあくまで補助的なものなので、なければならないでよいし、福島方言独特の読みでなくとも、「薔薇^{ばら}」「憂鬱^{ゆううつ}」など、読みにくい漢字には適宜つけばよい。

6. 助詞の「は」「を」と「ハ」

標準語に準じた表記をするとなると、標準語と共通する助詞の「は」/wa/、「を」/o/は、標準語にあわせて「は」「を」と書くことになる。⁽⁴⁾

(8) トラクターを俺は運転したんだ。(作例)

しかし、福島方言には「は」/wa/とは別に、/ha/という独特の間投助詞があり、会話で多用される。この間投助詞は、おおむね「期待に反する」という話し手の気持ちを表すもので終助詞としても使われる(近隣の山形市方言の/hə/を記述した渋谷1999参照)。⁽⁵⁾ /haa/と母音をのばすことも多い。この間投助詞 /ha/ をひらがなで書くと、「は」/wa/と区別がつかない。そのため、間投助詞 /ha/ ないし /haa/ はカタカナで「ハ」「ハー」と書いて「は」/wa/と区別することにする。

(9) 俺はハ、ぶったまげっちまったんだハー。(作例)

7. まとめ：表記法の整理

以上、福島方言の表記法について筆者の考えることを述べた。このような考えをもとに福島方言の語りを文字化したのが白岩(2017a)『福島県伊達市方言談話資料 ―震災後の生活と語り―』である。ここまで述べた表記法の全体を整理したものとして、この白岩(2017a)で示した「表記の規則」(p.7-8)を以下に挙げる(実際には、笑い声を表す「笑」など言語資料としてより細かな規則も示したが、本稿では省く)。

1. 原則として「漢字かなまじり」で表記する。漢字・かな・記号は全角、英数字は半角とする。数字は原則として算用数字を使用するが、熟語や慣用表現など漢数字が自然な場合には漢数字を使用する。

例) 2014年、3日、2人 / 二人三脚、一仕事

2. かなづかいは原則として標準日本語の表記にしたがう。

ア. 福島方言では、音素 /k/、/t/ が母音間で有声化して [g]、[d] と発音されることがある。例えば、/hataku/ (はたく) という語は [hadagū] (ハダグ) と発音される。しかし、音素 /k/、/t/ が有声化して [g]、[d] と発音された拍は清音として表記し、濁音では表記しない。

例) (頬を) はたく ※ [hadagū] と発音されるが「はだぐ」とは表記しない

イ. 福島方言では、標準語の「き」に対応する音が、語頭で [tɕi] と発音されることがある。しかし、この音は音素としては /ki/ と解釈し、「き」と表記する。

例) きれ (布) ※ [tɕire] と発音されるが「ちれ」とは表記しない

ウ. 福島方言では、ズーズー弁の特徴として、標準日本語の「い」と「え」、「し」と「す」、「ち」と「つ」、「じ」と「ず」に相当する拍の区別がないことがある。しかし、これらの拍については、標準日本語の区別に準じて表記する。

例) 書いた／変えた

※どちらも [kaɕda] と発音され、音韻上も同じ /kaeta/ であって区別されないが、標準日本語に準じて「い」と「え」を書き分ける。

例) くじ (籤)／くず (屑)

※どちらも [kūzɕi] と発音され、音韻上も同じ /kuzu/ であって区別されないが、標準日本語に準じて「じ」と「ず」を書き分ける。

エ. 福島方言に特徴的な終助詞・間投助詞の「ハ」は、係助詞（とりたて詞）の「は」と区別するためにカタカナで表記する。

例) それはハ一、早めにやっちまうべハ。

3. 漢字などに読みが2とおりある場合、あるいは、読みが福島方言に特徴的な場合は、その漢字などにふりがなをつける。

例) ^{にほん}日本／^{にっぽん}日本、^{なな}7万／^{しち}7万 ※ 読みが2とおりある場合

例) ^{いえ}家、^{うっしよ}後ろ ※ 読みが福島方言に特徴的な場合

これは、あくまで談話資料を編集するための規則なので、1に示した全角と半角の区別、3に示した「日本」や「7」のふりがななど、細かな規則も設けたが、そのような細かい規則を省けば、福島方言の表記法として実用に耐えうるものになると考える。紙幅の都合上、本稿では表記の具体例を挙げられないが、実際の表記例は白岩（2017a）を参照されたい。表記法を考えるのは初めての試みであるから、この整理が適切かどうか、多くのご批評を賜りたいと考える。

付記

本稿は国立国語研究所の共同研究プロジェクト「日本の消滅危機言語・方言の記録とドキュメンテーションの作成」、および JSPS 科研費26770160「震災を語る方言談話資料の作成 ―福島方言の記述と震災記録にむけて―」、15K02557「福島県相双方言の記録と継承を目的とした調査研究」による成果の一部である。

参考文献

飯豊毅一（1974）『言語使用の変遷（1） ―福島県北部地域の面接調査―』国立国語研究所

- 井上史雄 (1968)「東北方言の子音体系」『言語研究』52、pp.80-98
- 小川晋史編 (2015)『琉球のことばの書き方 琉球諸語統一的表記法』くろしお出版
- 国立国語研究所編 (2005)『全国方言談話データベース 日本のふるさとことば集成 第3巻 宮城・山形・福島』国書刊行会
- 渋谷勝己 (1999)「山形市方言の文末詞ハ」『阪大社会言語学研究ノート』1、pp.6-15
- 白岩広行 (2017a)『福島県伊達市方言談話資料 一震災後の生活と語り一』上越教育大学白岩広行研究室 (科研報告書)
- 白岩広行 (2017b)『福島県伊達市方言談話資料別冊 福島方言の記述にむけて』上越教育大学白岩広行研究室 (科研報告書)
- 日本民話の会編 (1991)『季刊民話の手帖 第47号 特集・福島県国見町の民話』日本民話の会
- 山浦玄嗣 (1985)『ケセン語入門』共和印刷企画センター
- 山浦玄嗣 (2000)『ケセン語大辞典』無明舎出版
- 山浦玄嗣 (2002)『ケセン語訳新約聖書 マタイによる福音書』イー・ピックス
- 山浦玄嗣 (2007)『ケセン語の世界』明治書院

注

- (1) 本稿では琉球のことばを「琉球語」と呼ぶ。
- (2) 音素記号は、基本的にローマ字表記 (訓令式ローマ字) に似たもので小文字で書かれる。ただし、な行子音の /n/ と区別するため、撥音 (ん) だけが大文字の /N/ で書かれる。なお、本稿では促音 (っ)、長音 (ー) は音素として設定せず、単純な子音連続、母音連続と見なす。つまり、「きっぶ」は /kippu/、「カード」は /kaado/ と見なす。これは、特殊な音素を無用に設定することを避け、簡明な記述を目指すためである。
- (3) 筆者 (福島市出身) の内省では、福島方言ではこの語を /egokasu/ と読むこともあるが、元の資料の「動」にふりがながないので、/ugokasu/ と読むことにする。
- (4) 助詞「へ」は福島方言では基本的に使われない。助詞「は」「を」は、発話の中で省略されることも多いが、まったく使わないわけではない。

(しらいわ ひろゆき・本学文学部専任講師)